

ダイオキシン類対策特別措置法関係資料

Ⅰ．ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1. 目的

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類対策の充実強化が緊急の課題となったため、平成 11 年に制定されている。

この法律は、ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することを目的としている。

2. 制度の概要

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、大気、水質（水底の底質を含む。）、土壤に係る「環境基準」が、ダイオキシン類対策特別措置法において設定されている。この環境基準を達成することを目標に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて規制を実施している。

ダイオキシン類対策特別措置法では、固定発生源（工場や事業場）から排出するダイオキシン類について、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、ダイオキシン類の排出者等はこの基準を守らなければならない。

3. 排出ガス、排水に対する規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の濃度を排出基準以下にすることを義務づけている。

ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定められている。

排出基準は、大別すると次のとおり。

- 一律排出基準：国が定める全国一律の基準
- 上乘せ排出基準：一律排出基準だけでは対策が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準
- 総量規制基準（排出ガス）：上記に掲げる施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、大気基準適用施設に適用される基準

(1) 排出制限、改善命令・使用停止命令

ダイオキシン類対策特別措置法は、排出者に対し、排出基準に適合しない排出ガス又は排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられることとなっている。

また、都道府県知事は、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を継続して排出するおそれがある事業者に対し、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善、特定施設の使用の一時停止を命令することができる。

(2) 設置・変更の届出、計画変更命令

必要な措置を事前に講じさせるために、特定施設を新たに設置または構造等の変更をしようとする者は、あらかじめ（60 日前まで）、管轄都道府県知事に所定の事項を届け出なければならない。都道府県知事は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(3) 測定義務、立入検査

大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、排出ガス、排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

い。また、都道府県職員は、排出者が排出基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができる。

(4) 事故時の措置

特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに、事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるよう命ずることができるとともに、事故の通報を受けたとき又は排出者に対する命令をしたときは、速やかに、その旨を環境大臣に報告しなければならない。

4. その他

廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰中の濃度基準、廃棄物の最終処分場の維持管理基準を設定。

国は、事業分野別の排出量の削減目標量や、そのための措置、廃棄物減量化施策などを定める計画を策定。

〔参考〕

排出基準（大気、水質）の遵守義務等

排出ガス、排出水の排出の制限（第 20 条第 1 項）

- 排出ガス、排出水を排出するものは、
 - ・ 排出ガスの排出口、当該水質適用事業場の排水口において、ダイオキシン類の量が排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

⇒罰則：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

改善命令等（第 22 条第 1 項）

- 都道府県知事は
 - 排出者が、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、
 - ◆ その者に対し
 - ◆ 期限を定めて
 - ・ 特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ
 - 又は
 - ・ 当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

→罰則：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

排出ガス、排出水の汚染の状況についての測定（第 28 条第 1 項、3 項）

- 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は
 - ◆ 毎年 1 回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより
 - ・ 当該排出ガス、排出水の汚染の状況について測定し
 - ・ その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 都道府県知事は
 - 報告を受けた測定の結果を公表するものとする。

Ⅱ. ダイオキシン類対策特別措置法に係る施行状況

1. 届出状況

表1 大気基準適用施設に係る届出状況

年度	届出施設数			事業場数
	全施設	法に基づく施設	鉱山保安法等関係 法令施設	
平成 13 年度	18,315	18,285	30	14,205
平成 14 年度	13,685	13,658	27	10,293
平成 15 年度	13,078	13,049	29	9,706
平成 16 年度	12,811	12,784	27	9,559
平成 17 年度	12,580	12,553	27	9,278

表2 水質基準対象施設に係る届出状況

年度	届出施設数			事業場数
	全施設	法に基づく施設＊	鉱山保安法等関係 法令施設	
平成 13 年度	4,253	4,239	14	2,343
平成 14 年度	3,829	3,818	11	2,024
平成 15 年度	3,726	3,713	13	1,949
平成 16 年度	3,896	3,880	16	1,926
平成 17 年度	4,191	4,176	15	1,945

*瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

図1 大気基準適用施設の種別別割合（平成17年度末現在）

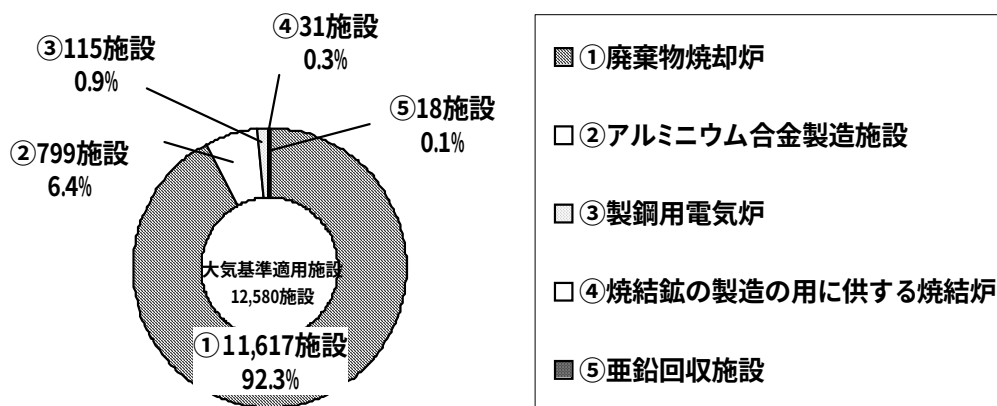
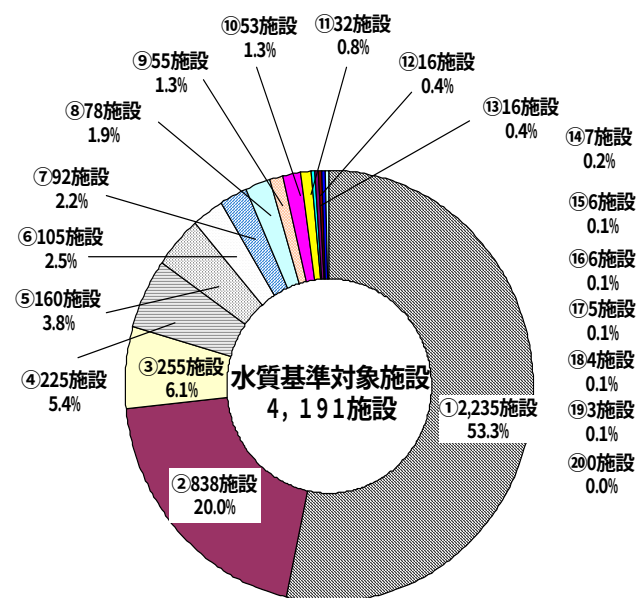


図2 水質基準対象施設の種別割合^{注)} (平成17年度末現在)



注) 法と瀬戸内海法の合計

- ① 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設等
- ② 廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設
- ③ 下水道終末処理施設
- ④ 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設
- ⑤ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設等
- ⑥ 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設
- ⑦ 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- ⑧ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等
- ⑨ フロン類の破壊の用に供する施設
- ⑩ カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- ⑪ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- ⑫ アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設
- ⑬ 亜鉛の回収の用に供する精製施設等
- ⑭ ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等
- ⑮ 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設
- ⑯ 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設等
- ⑰ ガブロキサムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等
- ⑱ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等
- ⑲ 2,3-ジクロロ-1,4ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設等
- ⑳ 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
立入検査件数(大気基準適用施設)	14,367	13,468	9,868	8,016	7,554
立入検査件数(水質基準適用施設)	2,189	2,085	1,647	1,370	1,289

(2) 行政処分

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
計画変更命令件数(大気基準適用施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令件数(水質基準適用施設)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令件数 (大気基準適用施設)	12	15	42	46	45
改善命令又は一時使用停止命令件数 (水質基準適用施設)	4	3	4	4	1

(3) 行政指導

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
指導件数(大気基準適用施設)	14,630	15,831	7,522	5,850	5,217
指導件数(水質基準適用施設)	568	849	466	300	317

(4) 基準超過件数

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
基準超過件数(大気基準適用施設)	89	107	158	146	127
基準超過件数(水質基準適用施設)	7	10	5	4	1

3. 自主測定の報告率の推移

(大気基準適用施設)

	報告対象施設数	未報告施設数		
			うち休止	うち未測定
H13 年度	19,464	6,844 (35.2%)	1,323 (6.8%)	5,521 (28.4%)
H14 年度	13,843	4,687 (33.9%)	1,139 (8.2%)	3,548 (25.6%)
H15 年度	12,712	3,571 (28.1%)	1,551 (12.2%)	2,020 (15.9%)
H16 年度	12,564	3,243 (25.8%)	1,530 (12.2%)	1,713 (13.6%)
H17 年度	12,422	3,406 (27.4%)	1,688 (13.6%)	1,718 (13.8%)

＊ 括弧内は、各年度の報告対象施設数に対する割合

(水質基準適用施設)

	報告対象施設数	未報告施設数		
			うち休止	うち未測定
H13 年度	926	178 (19.2%)	41 (4.4%)	137 (14.8%)
H14 年度	789	97 (12.3%)	37 (4.7%)	60 (7.6%)
H15 年度	736	99 (13.5%)	39 (5.3%)	60 (8.2%)
H16 年度	715	73 (10.2%)	29 (4.1%)	44 (6.2%)
H17 年度	716	76 (10.6%)	39 (5.4%)	37 (5.2%)

＊ 括弧内は、各年度の報告対象施設数に対する割合